

第1条

序文

理事会規則(EC)No. 2100/94第63条で定められた品種名称の承認に障害となるものがあるかどうかを検討する際に、欧州植物品種庁（以下、「当庁」という）は以下に定めるガイドラインを考慮しなければならない。以下各々の条項には、理事会規則(EC)No. 2100/94第63条3項及び4項に定められた関連する附則が示されている。

第2条

欧州領域においてその使用が第三者の先行する権利によって排除される名称は、品種名称として適当でない。（規則No. 2100/94第63条3a項）

1. 第三者の先行する権利が商標の場合、欧州領域での品種名称の使用は当庁への品種名称の登録商標承認に関する公告によって排除される。なお、その品種名称の登録商標は、品種名称の承認に先立ち一国以上の加盟国、又は欧州レベルで登録されているものであって、品種名称と同一であるか類似しており、かつ、当該植物品種と同一であるか、又は類似している商品に関して登録されたものである。
2. 第三者の先行する権利として農産品や食糧の地理的表示及び原産地表示の場合、当該の植物品種と同一であるか、又は類似している商品に関する同規則第5(5)、6、又は17条の下で加盟国及び欧州において保護されている地理的表示及び原産地表示に関して品種名称が理事会規則(EEC)No. 2081/92第13条に違反している可能性があるという点で、欧州領域における品種名称は排除される。
3. 先行する権利による名称の適合性に対する障害は、先行する権利の所有者の品種に関する名称使用の同意が得られる場合は排除することができる。
4. 提案された名称のすべて又は一部に関する申請者の先行する権利の場合、理事会規則(EC)No. 2100/94第18(1)条が準用される。

第3条

認識や再生に関して一般にユーザーに困難が生じる場合、品種名称として適当でない。（規則No. 2100/94第63条3b項）

1. 品種の名称は、「意味のある名称」や「コード」の形をとっていなければならない。
2. 品種の名称は、以下のケースでは認識や再生に関してユーザーに困難が生じるとみなされる
 - a) 「意味のある名称」について
 - (i) 一つの文字で構成されている
 - (ii) 無意味な音節、又は、文字の羅列で構成、又は、含んでおり、欧州連合各国の公用語として発音可能な言葉の形になっていないもの。但し、確立した一連の省略形であって、各々名称

の末尾に付された3文字以下で成り立った最大2セットに限定された場合を除く

- (iii) 数字を含むもの。但し、この数字が名前の不可欠な部分であるか、又は、この名称が育成の経過に係る品種の連続したシリーズ番号のひとつの品種である場合を除く
- (iv) 大多数の言葉や要素で構成されている
- (v) 過度に多くの単語や要素で構成されているもの
- (vi) 句読点や大文字・小文字を混在したその他の記号（但し、最初の文字が大文字で残りの名称が小文字で記載されている場合を除く）、下付き文字、上付き文字、又は、デザインを含んでいるもの。

b) 「コード」の形をとっている名称

- (i) 1、又は複数の数字のみで成り立っているもの。但し、近交系等の特別のタイプの品種で、数字のみの名称表記が慣習として確立している場合を除く
- (ii) 1つの文字で成り立っている
- (iii) 10個以上の記号と文字、又は文字と数字からなる
- (iv) 4つ以上の交互の文字と数字を含んでいる
- (v) 句読点、その他の記号、下付き文字、上付き文字、又は、デザインを含んでいる。

3. 品種名称提案の提示に際して、申請者は提案した品種名称が「意味のある名称」か「コード」の形を意図しているかを宣言しなければならない。

4. 申請者が提案名称の形について宣言をしない場合、その名称は「意味のある名称」とみなされる。

第4条

他の同一の、又は、密接に関連した種類の品種が植物品種の公的登録に登録されている又は、EU加盟国、又は、植物新品種保護に関する国際条約加盟国で販売されている品種名称と同一であるか混乱を生じる場合、品種名称としては使用できない。但し、その他の品種が既に存在しておらず、また、その名称にもはや何ら意義がない場合を除く（規則No. 2100/94第63条3c項）

他の品種との品種名称の同一性、又は混同を評価するに際しては、以下が適用される

- a) 欧州連合加盟国、又は、植物新品種保護国際同盟（以下、「UPOV」という）加盟国において密接に関連する種類について登録された品種名称と完全に一致している場合、その名称は明確に不適切である
- b) 「混同しうる」とは、以下(e)で定義されている品種名称、又は、欧州連合、欧州経済圏、又はUPOV条約加盟国で販売されている品種名称で、植物品種の公的登録に登録されている密接に関連する種に対する品種名称と、とりわけ1つの文字のみ、又は文字のアクセントのみが異なる品種名称は混同しうるとみなされる。しかしながら、第7条に影響を与えることなく、別個の法人の品種名称として確立された省略形の1つの文字の相違は混同とみなしてはならない。さらに、名称の中に、既に登録済の品種名称と明確に区別される方法で異なった文字が傑出しているという場合も混同とみなしてはならない。2つ、又はそれ以上の文字の相違は一般的に混同とみなしてはならない。但し、2つの文字が単に表示場所を変更した場合は除く。数字の中の一桁の相違（意味のある名称で

数字が許容される場合) も混同とはみなされない

- c) 7条に影響を与えることなく、コードの形をとっている品種名称の場合には本規定は適用されない。
この場合、たった1つの記号、文字、数字の相違で2つのコードを識別することは十分に可能である。コード形式の名称を比較する際、空白スペースは無視される
- d) 「密接に関連した種」とは、本ガイドラインの付属文書で規定されたものをいう
- e) 「本品種はもはや存在しない」とは、本品種はもはや商業上存在しないとみなされるという意味をいう
- f) 「植物品種の公的登録」とは、農作物種、又は、野菜の共通品種カタログ、又は欧州植物品種庁、欧州加盟国や欧州経済圏の公的機関、又はUPOV加盟国によって作成及び維持される登録簿である。
- g) 「名称に特別な意義がなくなった品種」とは：過去に一度植物品種の公的登録に登録されており、特別な意義があった品種名称で、その後、登録から削除されてから10年を経過した品種であって、例えば販売されている等の事由がない場合は特別な意義を失ったとみなされる

第5条

一般に製品のマーケティングのために使用される、又は、他の法令でなにもものにも拘束されていないその他の名称と同一であるか、又は混乱を生じうるという名称は、品種名称として適当でない。(規則No. 2100/94第63条3d項)

一般に製品のマーケティングのために使用される、又は、他の法令で何物にも拘束されていない名称とは、特に以下のものを指す

- a) 通貨の名称、重量、長さを示す単位
- b) 法律で規定される表現以外の目的には使用できない表現

第6条

加盟国のいずれかの国を攻撃する、又は、公共政策に反する名称は、品種名称として適当でない。(規則No. 2100/94第63条3e項)

この表題は、近年の歴史や、EUの言語の攻撃的又は虐待的な意味の単語及び記号を指す。

第7条

規則No. 2100/94第63条3項fの規定に基づき、品種の特徴、価値、又は、同一性に関して、もしくは、育成者やその他の当事者の同一性に関して誤解を与える、又は、混乱を生じるという点で、品種名称として適当ではない。(規則No. 2100/94第63条3f項)

以下の場合には、品種の名称は誤解を与える、又は、混乱を生じるとみなされる

- a) 本品種が特別の特性、又は価値を有するという誤った印象を与える場合
- b) 本品種が他の特定の品種に関係があるか、それに由来しているという誤った印象が与えられる場合
- c) 実際は同一種その他の品種も同一の特徴や価値を所有しているにもかかわらず、本品種のみが特定の特性又は価値を有しているという誤った印象が与えられる場合
- d) 登録商標又は品種名称以外の有名な商品名との類似性によって、本品種が他の品種に関連する、又は、申請者、本品種の維持に対して責任を有する者、もしくは、育成者の同一性について誤った印象を与える場合
- e) 以下で成り立っている、又は、含む
 - (i) 比較級又は最上級
 - (ii) 農作物、観賞植物及び材木、野菜、果樹のUPOV技術作業部会の当該品種が含まれる部会の種類の学名及び一般名
 - (iii) 申請者、本品種の維持に対して責任を有する者、もしくは、育成者の同一性について誤った印象を与えるような、自然人、又は法人の名称、その照会先
 - (iv) 本品種の特性、又は、価値に関して公衆を欺く可能性がある地名

第8条

以下の場所で既に登録された品種の場合、品種名称としては適当でない：

- (a) いずれかのEU加盟国
- (b) いずれかの植物新品種保護国際同盟国；又は
- (c) 共通のカタログで欧州指令が定めたものと同等の規則に基づき、欧州規則において本品種が評価されることが確立されている国；

植物品種権の登録がされている又はその種苗が商業目的で販売に使用されているものと異なる品種名称。但し、規則No. 2100/94第63条3項に従って後者が障害の対象でない場合は除く。

障害が3項の規定に該当する場合、当庁は同意語を作成しなければならない。

* 「植物品種の公的登録 (ナショナルリスト)」

「植物品種の公的登録」は、農作物、又は、野菜の共通品種カタログ、又は欧州植物品種庁、欧州加盟国や欧州経済圏の公的機関、又はUPOV加盟国によって作成及び維持された登録として参照される。

H-P ZACH

Angers, 21 March 2007

管理理事会議長